



# 鳥取県公報

平成18年 3月31日(金)  
号外第79号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

<b>病院局管理規程</b>	鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程（5）（総務課） ..... 1
	鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程（6）（"） ..... 3
	病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程（7）（"） ..... 7
<b>病院局訓令</b>	鳥取県病院局文書等管理規程の一部を改正する訓令（1）（総務課） .....10

## 病 院 局 管 理 規 程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年 3月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

### 鳥取県病院局管理規程第5号

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程の一部を改正する規程

鳥取県営病院事業の設置等に関する条例の施行に関する規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前	
(療養の給付等及びその使用料の額)		(療養の給付等及びその使用料の額)	
第2条 条例第5条第2項ただし書の療養の給付等で企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げる療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄に定める額とする。		第2条 条例第5条第2項ただし書の療養の給付等で企業管理規程で定めるものは、次の表の左欄に掲げる療養の給付等とし、当該療養の給付等に係る同項ただし書の企業管理規程で定める額は、同表の右欄に定める額とする。	
療養の給付等	金 額	療養の給付等	金 額
1 労働者災害補償	11円50銭に <u>診療報酬</u> の告示の	1 労働者災害補償	11円50銭に <u>療養費</u> の告示の医

<p>保険法（昭和22年法律第50号）第13条第1項の療養の給付又は同法第22条第1項の療養給付</p>	<p>医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費の告示に基づき同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額</p>	<p>保険法（昭和22年法律第50号）第13条第1項の療養の給付又は同法第22条第1項の療養給付</p>	<p>科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費の告示に基づき同告示に定める食事療養の費用額算定表により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額</p>
<p>2 老人保健法（昭和57年法律第80号）第12条第5号の医療（医療費の支給を除く。）及び同条第5号の2の食事療養（医療費の支給を除く。）の給付</p>	<p>診療報酬の告示に基づき同告示に定める医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表により算定した額及び食事療養費の告示により算定した額</p>	<p>2 老人保健法（昭和57年法律第80号）第12条第5号の医療（医療費の支給を除く。）及び同条第5号の2の食事療養（医療費の支給を除く。）の給付</p>	<p>医療の告示に基づき同告示に定める老人医科診療報酬点数表又は老人歯科診療報酬点数表により算定した額及び老人食事療養費の告示により算定した額</p>
<p>3 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる療養の給付等（健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。）</p>	<p>15円に診療報酬の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表による点数を乗じて算定した額及び食事療養費の告示に基づき同告示に定める食事療養費の費用額算定表により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額</p>	<p>3 自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）の規定による損害賠償の対象となる療養の給付等（健康保険法（大正11年法律第70号）その他の法律の規定による療養の給付等を受ける場合を除く。）</p>	<p>15円に療養費の告示の医科診療報酬点数表又は歯科診療報酬点数表（老人保健法による医療（医療費の支給を除く。）の給付を受けるものにあつては、医療の告示の老人医科診療報酬点数表又は老人歯科診療報酬点数表）による点数を乗じて算定した額及び食事療養費の告示に基づき同告示に定める食事療養費の費用額算定表（老人保健法による医療（医療費の支給を除く。）の給付を受けるものにあつては、老人食事療養費の告示）により算定した額に別に管理者が定める率を乗じて得た額</p>
<p>備考</p> <p>1 この表において「診療報酬の告示」とは、平成18年厚生労働省告示第92号（診療報酬の算定方法）をいう。</p> <p>2 この表において「食事療養費の告示」とは、平成18年厚生労働省告示第99号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）をいう。</p>		<p>備考</p> <p>1 この表において「療養費の告示」とは、平成6年厚生省告示第54号（健康保険法の規定による療養に要する費用の額の算定方法）をいう。</p> <p>2 この表において「食事療養費の告示」とは、平成6年厚生省告示第237号（入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）をいう。</p> <p>3 この表において「医療の告示」とは、平成6</p>	

年厚生省告示第72号（老人保健法の規定による医療に要する費用の額の算定に関する基準）をいう。

4 この表において「老人食事療養費の告示」とは、平成6年厚生省告示第253号（老人入院時食事療養費に係る食事療養の費用の額の算定に関する基準）をいう。

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局管理規程第6号

鳥取県病院局財務規程の一部を改正する規程

第1条 鳥取県病院局財務規程（平成7年鳥取県病院局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「削除項」という。）を削り、同表の改正後の欄中項の表示に下線が引かれた項（以下この条において「追加項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(管理者の事務委任)</p> <p>第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号及び次条各号に掲げる事務を除き、病院局における財務に関する事務を局長又は病院長に委任する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 工事の起工の決定（<u>請負契約の対象となる部分に係る設計金額（次号において「請負対象設計金額」という。）が建築工事にあっては1件1億円未満の場合、設備工事にあっては1件2,000万円未満の場合を除く。</u>）</p> <p>(4) 工事請負契約の締結（<u>請負対象設計金額が建</u></p>	<p>(管理者の事務委任)</p> <p>第2条 病院事業の管理者（以下「管理者」という。）は、次の各号及び次条各号に掲げる事務を除き、病院局における財務に関する事務を局長又は病院長に委任する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 工事の起工の決定（<u>請負対象設計金額1件500万円未満の場合を除く。</u>）</p> <p>(4) 工事請負契約の締結（<u>請負対象設計金額1件</u></p>

築工事にあっては1件1億円未満の場合、設備工事にあっては1件2,000万円未満の場合を除く。)

(5)~(7) 略

第3条 管理者は、次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。

(1) 小切手の振出し及び資金交付書の発行に関すること。

(2)~(5) 略

(小切手)

第24条 出納員は、小切手を振り出したときは、直ちに小切手振出通知書(様式第22号)により、取扱金融機関に通知しなければならない。

(口座振替による支払)

第27条 出納員は、第23条第2項の規定により、債権者の指定する預金口座に口座振替の方法により支払うときは、資金交付書(様式第22号の2)に支払依頼書(様式第22号の3)を添え、これを取扱金融機関に交付しなければならない。

(隔地払)

第29条 出納員は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、資金交付書に送金依頼書(様式第23号)を添え、これを取扱金融機関に交付しなければならない。

2 略

(支払事務)

第37条 取扱金融機関は、出納員が振り出した小切手又は第27条の規定により交付された資金交付書(第5項において「資金交付書」という。)により支払事務を行わなければならない。

2 略

3 取扱金融機関は、第1項の小切手が次の各号のいずれかに該当するときは、支払を停止し、直ちに出納員に通知してその指示を求めなければならない。

500万円未満の場合を除く。)

(5)~(7) 略

第3条 管理者は、次の各号に掲げる事務を企業出納員に委任する。

(1) 小切手を振り出すこと。

(2)~(5) 略

(小切手)

第24条 支出は、すべて小切手により行うものとする。

2 出納員は、小切手を振り出したときは、直ちに小切手振出通知書(様式第22号)により、取扱金融機関に通知しなければならない。

(口座振替による支払)

第27条 出納員は、第23条第2項の規定により、債権者からその債権者の指定する預金口座に口座振替の方法により支払うときは、取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「銀行振込」の印を押し、銀行振込通知書を添え、これを取扱金融機関に交付しなければならない。

(隔地払)

第29条 出納員は、隔地の債権者に支払をしようとするときは、取扱金融機関を受取人とする小切手を振り出し、その表面余白に「隔地払」の印を押し、送金依頼書(様式第23号)を添え、これを取扱金融機関に交付しなければならない。

2 略

(支払事務)

第37条 取扱金融機関は、出納員が振り出した小切手により支払事務を行わなければならない。

2 略

3 取扱金融機関は、第1項の小切手が次の各号のいずれかに該当するときは、支払を停止し、直ちに出納員に通知してその指示を求めなければならない。





上記のとおり債権者に支払ってください。

年 月 日

企業出納員 氏 名 ㊟

鳥取県病院事業出納取扱金融機関 銀行 支店  
支店長 氏 名 様

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程をここに公布する。

平成18年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

**鳥取県病院局管理規程第7号**

病院局企業職員の給与の特例に関する規程の一部を改正する規程

病院局企業職員の給与の特例に関する規程（平成17年鳥取県病院局管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目（以下「削除別表細目」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示、削除条及び削除別表細目を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局企業管理規程第7号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定に</p>	<p>(給料月額の特例)</p> <p>第2条 平成17年4月1日から平成20年3月31日までの間（以下「特例期間」という。）における鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程（平成7年鳥取県病院局企業管理規程第7号。以下「給与規程」という。）の適用を受ける職員（任期付職員の採用等に関する条例（平成14年鳥取県条例第67号。以下「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定に</p>

より任期を定めて採用された職員(以下「病院局特定任期付職員」という。)を除く。以下「職員」という。)の給与月額、給与規程第3条第1項及び第3項、給与規程第5条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条第11項、給与規程第5条第2項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)第3条の2第4項及び第5項並びに鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第6号)附則第7項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- (1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が100分の25であるもの 100分の5
- (2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の3
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の4

2 略

(管理職手当の額の特例)

第3条 略

(地域手当等の額の特例)

第4条 特例期間における職員の地域手当、期末手当及び勤勉手当の額については、給与規程第26条の規

より任期を定めて採用された職員(以下「病院局特定任期付職員」という。)を除く。以下「職員」という。)の給与月額、給与規程第3条第1項及び第3項、給与規程第6条第1項の規定によりその例によることとされる職員の給与に関する条例(昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。)第4条第11項、給与規程第6条第2項の規定によりその例によることとされる現業職員の給与に関する規則(昭和32年鳥取県規則第46号)第3条の2第4項及び第5項、鳥取県病院局企業職員の給与に関する規程の一部を改正する規程(平成17年鳥取県病院局管理規程第6号)附則第7項並びに給与規程第25条の規定によりその例によることとされる給与条例第4条第5項の規定にかかわらず、これらの規定により定められた額(以下「給料基礎額」という。)から当該額に次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合(以下「特定割合」という。)を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

- (1) 管理職手当の支給を受ける職員のうちその支給割合が100分の25であるもの 100分の6
- (2) 別表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、それぞれ同表の右欄に定める者に該当するもの 100分の4
- (3) 前2号に掲げる職員以外の職員 100分の5

2 略

(給料の調整額の特例)

第3条 特例期間における職員の給料の調整額は、給与規程第5条第2項の規定にかかわらず、同項の規定により定められた額から当該額に特定割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。ただし、前条第2項各号に掲げる額の算出の基礎となる給料の調整額は、給与規程第5条第2項の規定により定められた額とする。

(管理職手当の額の特例)

第4条 略

(調整手当等の額の特例)

第5条 特例期間における職員の調整手当、期末手当及び勤勉手当の額については、給与規程第25条の規



定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。

(1)～(3) 略

(病院局特定任期付職員の給与の額の特例)

第5条 特例期間における病院局特定任期付職員の給料月額、給与規程第3条第1項及び給与規程第26条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における病院局特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、給与規程第21条の2の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の4を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における病院局特定任期付職員の地域手当及び期末手当の額については、給与規程第26条の規定にかかわらず、特例条例第9条第3項及び第4項の規定の適用を受ける任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の例による。

別表 (第2条関係)

給料表	対象者
行政職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が38号給以下であるもの
医療職給料表 (2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が38号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が14号給以下であるもの
医療職給料表 (3)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が38号給以下

定にかかわらず、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める者の例による。

(1)～(3) 略

(病院局特定任期付職員の給与の額の特例)

第6条 特例期間における病院局特定任期付職員の給料月額、給与規程第3条第1項及び給与規程第25条の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第1項及び第3項の規定にかかわらず、これらの規定に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。ただし、第2条第2項第1号に掲げる額の算出の基礎となる給料月額、これらの規定に定める額とする。

2 特例期間における病院局特定任期付職員の特定任期付職員業績手当の額は、給与規程第21条の2の規定によりその例によることとされる任期付職員条例第7条第4項の規定にかかわらず、同項に定める額から当該額に100分の5を乗じて得た額を減じた額とする。

3 特例期間における病院局特定任期付職員の調整手当及び期末手当の額については、給与規程第25条の規定にかかわらず、特例条例第9条第3項及び第4項の規定の適用を受ける任期付職員条例第7条第1項に規定する特定任期付職員の例による。

別表 (第2条関係)

給料表	対象者
行政職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
医療職給料表 (2)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの
医療職給料表 (3)	(1) その職務の級が1級である者のうちその号給が11号給以下

	であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が22号給以下であるもの		であるもの (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が7号給以下であるもの
現業職給料表	その職務の級が1級である者のうちその号給が38号給以下であるもの	現業職給料表	(1) その職務の級が1級である者 (2) その職務の級が2級である者のうちその号給が5号給以下であるもの

附 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

病 院 局 訓 令

鳥取県病院局訓令第1号

鳥取県病院局文書等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年3月31日

鳥取県営病院事業管理者 坂 出 徹

鳥取県病院局文書等管理規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局文書等管理規程（平成7年鳥取県病院局企業訓令第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書等に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理	(定義) 第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)～(6) 略 (7) 電子申請等システム 電子計算機を利用して、電磁的方法により文書等の收受、起案、決裁、保存、廃棄等の事務の処理及び文書等に係る情報の総合的な管理等を行う情報処理システム（電子計算機及びプログラムの集合体であって、情報処理

の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)で、知事部局総務部政策法務室(鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条に規定する政策法務室をいう。)が所管するもの(「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」と呼称する。)をいう。

の業務を一体的に行うよう構成されたものをいう。)で、知事部局総務部総務課(鳥取県行政組織規則(昭和39年鳥取県規則第13号)第6条に規定する総務課をいう。)が所管するもの(「電子申請・総合文書管理・電子決裁システム」と呼称する。)をいう。

#### 附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

